

令和3年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和3年3月8日(月)

令和3年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年3月8日(月) 開会 午前10時00分
散会 午後 2時25分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務会計課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	地域支援課長	伊藤知幸
医療センター事務長	前地忠和	住民福祉課長	伊藤太
経済課長	夏目明剛	事業課長	原田経美
教育課長	栗嶋賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 亀山和正 書記 竹内佑樹

令和3年第1回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 教育方針説明
- 日程第 7 議案第 2号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3号 東栄町防災行政無線設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4号 東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 5号 東栄町子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 6号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 7号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第 8号 令和2年度東栄町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第14 議案第 9号 令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第10号 令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第11号 令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第12号 令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第13号 令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第14号 令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第15号 令和3年度東栄町一般会計予算について
- 日程第21 議案第16号 令和3年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第17号 令和3年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第 23 議案第 18 号 令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 19 号 令和 3 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 20 号 令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 21 号 令和 3 年度東栄医療センター特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 22 号 令和 3 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 23 号 令和 3 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 24 号 令和 3 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 25 号 令和 3 年度東栄町園財産区特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 26 号 令和 3 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 27 号 令和 3 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 28 号 東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますのでただいまから令和3年第1回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布した日程の通りでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により1番伊藤芳孝君、5番加藤彰男君の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2会期の決定を議題といたします。お手元に配布してあります会議及び審議予定表を議会事務局長に朗読させます。

議長（原田安生君）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

それでは会期および審議予定表を朗読させていただきます。会期及び審議予定表、令和3年第1回東栄町議会定例会、会期日程は10日間でございます。本日3月8日月曜日午前10時本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、行政報告、町長提出議案大綱説明、教育方針説明、議案上程、委員会付託、3月9日火曜日午前10時一般質問、3月10日水曜日休会、3月11日木曜日午前10時予算特別委員会、付託案件審査、3月12日金曜日休会、3月13日土曜日休会、3月14日日曜日休会、3月15日月曜日午前10時総務経済委員会、付託案件審査、午後1時文教福祉委員会、付託案件審査、3月16日火曜日休会、3月17日水曜日午前10時本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会、以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただいま朗読の通り本定例会の会期は本日から3月17日までの10日間としたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から3月17日までの10日間と決定いたしました。会期中の議会運営につきましてはよろしくご協力のほどお願いいたします。

----- 諸般の報告 -----

議長（原田安生君）

次に日程第3諸般の報告を行います。議会運営関係につきまして議会運営委員長から報告をお願い致します。

（「議長、3番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

3番（山本典式君）

議会運営委員長より報告いたします。去る2月8日月曜日及び2月26日金曜日の両日当会議室において議会運営委員会を開催いたしました。2月8日の出席者は議長、委員全員と議会事務局長、執行部は総務課長、2月26日の出席者は議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。令和3年第1回東栄町議会定例会の会期及び審議予定はお手元に配付してあります会期及び審議予定表の通りで、会期は本日から3月17日までの10日間でございます。初日議了を除く各議案につきましては常任委員会に審査を付託します。後ほど配布する議案付託表の通りでございますので慎重審議をよろしくお願ひします。次に一般質問でございますが、今回の質問者が4名であり3月9日火曜日午前10時より開催いたします。続いて陳情者の関係ですが、お手元にお配りいたしました陳情請願等一覧表の通りで陳情1件については所管の委員会に付託します。内容等の閲覧を希望される方は議会事務局へお申し出ください。最後になりますが令和3年第1回東栄町議会定例会につきまして会期中ご協力の程宜しくお願ひ致します。以上で議会運営委員長報告を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

次に議会関係につきまして議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

令和3年第1回東栄町議会定例会、諸般の報告を議長に代わりましてご報告いたします。令和2年第4回定例会以降の行事につきましては、お手元に諸報告として一覧表を配布させていただきますのでお目通しをお願いいたします。次に地方自治法235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から12月28日に11

月分、1月29日に12月分、2月26日1月分の報告があり、いずれも適正であるとの検査結果でありました。詳細につきましては事務局で報告書を保管していますので必要な方は閲覧をお願いいたします。陳情書の取り扱いにつきましては先ほどの議会運営委員長の報告の通りでございます。

議長（原田安生君）

以上で諸般の報告を終わります。

----- **行政報告・町長大綱説明** -----

議長（原田安生君）

次に日程第4行政報告及び日程第5町長提出議案大綱説明を行います。町長から行政報告と本定例会に提案されている議案に対する大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

おはようございます。本日は、令和3年第1回東栄町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私共大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜り心から感謝申し上げます。それでは、最初にお時間をいただきまして、行政報告をさせていただきたいと思っております。12月議会定例会以降の町政の取り組み状況をご報告させていただきます。先ず、最初にコロナ禍の状況ですが、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ご承知のように首都圏及び大都市を中心に感染症が急激に拡大したことから、1月に緊急事態宣言が発出され、2月7日までの期間がさらに3月7日まで延長となっていました。1週間前倒しとなり2月末で解除されました。しかしながら、県独自の厳重警戒措置によりまして、3月1日から3月14日までの14日間、感染拡大を防止し第3波の終息に向け必要な対策を継続することとなっております。こうした状況を踏まえ、本町も愛知県の対応と足並みを揃え、町民に対し、不要不急の行動の自粛、特に21時以降の外出は控える、県をまたぐ不要不急の移動自粛など、町のホームページやとうえいチャンネル、メール配信サービスで周知させていただいたところがございます。思い起こしますと、ちょうど今年のこの時期に、議会全員協議会で新型コロナ感染対策について説明をさせていただいたと記憶をしております。役場内での対策会議も毎週行うなど最新情報の共有を図り、職員には毎日健康チェックシートにより自己管理をお願いしてまいりましたが、また、不

特定多数の方が集まる催しや多くの方が集まる会議等も中止をし公共施設も休館するなど大変ご迷惑をおかけいたしました。今後もきめ細かに情報を更新しながら発信してまいりますのでよろしくお願いをいたします。現時点で東栄町の感染者は3人でございますが、新城保健所管内では新城市でまだ感染者が引き続いて出ている状況でございます。感染が拡大するようなクラスターの発生は確認されていません。町では、気を緩めることなく、常に緊張感を持って、感染防止対策に取り組んでいるところでございますが、町民の皆さまにおかれましては引き続き相手との距離の確保やマスクの着用、手洗いうがい、咳エチケット、三密の回避などを徹底してくださるよう、今後ご理解とご協力をお願いいたします。また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、全町民を対象に個別に接種券を送付し2回の接種を行う予定でございますが、重傷者リスクの影響を踏まえ、まずは医療従事者等へ接種した後に、高齢者、基礎疾患を有する者へと順次ワクチン接種を進めてまいります。国では、高齢者の接種券の発送時期を3月中旬以降としておるところでございますが、国で示すスケジュールによりまして遅滞なく実施できるよう情報収集に努め、医療機関はじめ関係機関と協議を重ねながら接種に向けて体制を整えてまいりますのでよろしくお願いをいたします。それでは、課ごとの報告をさせていただきます。先ず総務課関係では、来年度の職員採用については、職員採用試験を実施した結果、令和3年度の採用職員は一般職が3名、保健師1名、保育士2名を採用する予定でございます。調理員につきましてはまだ採用がきまっておりません。退職者につきましては定年退職者2名でございます。自己都合退職等あわせて一般職が中途退職者を含めて5名、保健師2名、保育士2名、調理員1名という状況でございます。次にふるさと納税は、令和2年1月から12月までで294件、金額にしまして636万4千円でしたが、前年に比べて19件減り金額では85万6千円のマイナスでございました。令和3年2月に町内事業所の協力のおかげで返礼品を見直すこともできましたので、この制度を利用した令和3年のふるさと納税に協力いただけるよう引き続きPRに努めてまいりたいと思います。次に消防・防災の関係ですが、防火活動に不可欠な水利を確保するため、東栄中学校敷地内に100㎡の耐震性防火水槽1基を1月に設置することができました。次に災害対策支援事業の家庭用発電機等補助金については、当初30件を予定しておりましたが、反響も大きく申請者が増えたため補正予算対応をさせていただきました。その結果、138件という実績となりました。今後も停電対策の自助強化を図るため、継続してまいりたいと考えています。次に昨年度からの2年継続事業で進めております防災行政無線設備デジタル化については、令和2年4月から様々な情報を各家庭のテレビにとうえいチャンネルを通して、24時間いつでも情報を見ることができるようになりました。今後ですね、音声でもお伝えができるよう調査研究をしてみたいと考えております。そして、本年度においては移動系の無線整備等を行ってまいりました。屋外スピーカーも6基から30基に増設をし、また災害時等に活用

できるスマートフォンやタブレットを活用した音声伝達システム S アラートを導入して、2月から試験運用を開始しております。なお実態調査も行いましたので、今後受信ツールを持たない世帯には、個別受信機を含めて貸し出しを行う予定でございます。次に防災士の育成であります。本年度はコロナ禍の影響もあり、実施することができませでした。来年度も引き続き防災士の資格取得を補助してまいります。現在町内には、14名の防災士が存在し、自主的に防災士会を立ち上げて活動していただいております。広報とうえいの中では防災士の防災手帳のコーナーを設けて、毎月皆様に活動内容や防災情報をお伝えしております。今後もしっかりと連携を取りながら啓発活動等に取り組んでまいります。3月に予定をしていました消防団の観閲式は、コロナ禍により中止することとなりました。今年度を持って任期を満了される団長はじめ団員には長い間、消防団活動にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。観閲式が挙行できないことは残念ではありますが、消防団の表彰式のみを実施する運びでありますのでご承知おきください。次に公共施設等総合管理計画の個別施設計画につきましては、3月2日までパブリックコメントを実施し意見をいただいたところであります。本年度中に策定させていただくということでございます。次に振興課関係であります。平成27年度に策定しました第6次総合計画が本年度令和2年度で前期計画期間が終了するため、引き続き本計画の目指すまちづくりを推進するために各分科会の開催やまちづくり座談会等による意見交換、また外部評価をいただくなど実施をするとともに、3回の推進会議を開催し、令和3年度から7年度までの後期計画を策定することができました。2月21日に第2回の東栄町まちづくり座談会の開催はですね、緊急事態宣言が発令されていたため中止とさせていただいたところでございます。次に、和太鼓「絆」プロジェクトにつきましては、全員協議会でもお話しをさせていただきましたが3月に県内高校和太鼓部の生徒たちと演奏を通じて交流を図るものですが、昨年に引き続きこれもコロナ禍で現地での交流を中止とさせていただきました。全員協議会でも報告させていただきましたが、7つの高校と地元東栄小学校、志多らによる映像を作成し、YouTubeで配信し、リモートによる交流を行いたいと思っております。体験交流館のき山学校でございますが、木造二階建て校舎の更なる有効活用を図るため、本年度耐震診断を実施いたしました。また、情報通信基盤の整備も行ったところでございます。今後はリモートワークやワーケーション等により都市部からの人の流れを活かす場所として整備してまいります。観光まちづくり協会や「てほへ」との連携もさらに深めながら、美をテーマとした体験の提供「naori」やカフェの運営、様々な体験交流イベント等を協力して実施してまいりたいと考えております。「naori」体験の2年度の実績であります。4月から12月までは前年度と比較して、コロナの影響は少なからずありましたが、同数の約700人となっております。緊急事態宣言の解除も視野に入れて今後の体験受け入れを検討していきたいと考えております。また役場観光係と観光まちづくり協会との連携も年々

スムーズに取れておりますが、この1年間、やはりコロナ禍の影響は随所で表れております。特に「ホテルの散歩道」をはじめとしたイベントは、ほとんどが中止せざるを得ない状況でありました。しかしながら、「魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業によりまして、ビューティーツーリズムウィーク生まれ清まる6日間として11月20日から25日で実施いたしました。従来型の観光ではなく、美を切り口としたストーリー性を持ったコンテンツ、例えば美しい自然体験、美味しい食べ物、美しい文化などに触れることで、何度も来訪したくなる仕組みづくりにつなげるものです。地域の方や飲食店などの皆さんにご協力いただき、コロナ禍ではありましたが少人数で内容のある企画を提供できたというふうに感じています。初めての試みでしたが盛況化に6日間を終えることができました。来年度は、さらに工夫を凝らして四季を通じて実施できるよう検討してまいりたいと考えております。そしてもう一つの事業としては、「サイクリスト歓迎のまち構築準備事業」であります。来年度から本格的に進めていく予定でございますが、その準備段階として、本年度はサイクリストミーティング、サイクリングコース・バイシクルピット等の計画策定、サイクリングマップ作成などを進めています。次に豊川信用金庫一宮支店の店舗内において、豊川信用金庫東栄支店と役場振興課と観光まちづくり協会との協働による「暮らすように楽しむ・東栄町観光」のPRブースを設けていただき出店をさせていただいております。2月8日から3月31日までの店舗営業時間内となっておりますが、私もお邪魔させていただきました。お出かけの際は是非お立ち寄りいただきたいと思っております。次に地域支援課関係であります、空き家対策につきましては、本年度の空家利用成立件数は19件令和3年2月20日現在であります令和元年度と比べて1件の増でございますが、空家バンクの利用可能な空き家はですね現在12戸しかない状況でございます。空き家物件は、現在も町のホームページ等に掲載させていただいております。今後も、地元で開業された奥三河不動産、西條不動産とともに連携し、移住相談会等を開催しながらですね移住定住施策を進めてまいりたいと思っております。そして3月1日に東栄町空家等対策協議会を開催し、委員の皆様にご協議をいただいたところでございます。特に特定空家の認定については、30年の調査において「危険家屋」と判断された件数は19件であります。再度調査と措置対応を東栄町空家等対策計画に沿って実施をしていく必要があると考えております。起業応援プロジェクト事業については、2分の1を補助する上限50万円を補助するものでございますが、6件の応募があり審査の結果決定させていただいたところでございます。その事業内容は、犬の繁殖・販売、ケーキ製造販売・カフェ営業、木工品作成・販売などとなっております。ほかにも数件の応募がありますので、補正予算で対応させていただきたいと思っております。次に住民福祉課関係ですが、子ども子育て会議を2月5日に開催させていただきました。平成28年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、市町村は地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担

う拠点、いわゆる子ども家庭総合支援拠点の設置に努めるものとされているところでもあります。協議をいただいた結果、令和4年4月から子育て支援センターに設置して運用を開始してまいりたいと考えております。家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児を保育園等で一時的に預かる事業を、余裕活用型としてとうえい保育園で行うこととします。受け入れについては、来年度しっかりと1年間準備をしたうえで令和4年4月からスタートしたいと考えております。また、来年度から保育園に看護師1名を配置をいたします。大切なお子さんを預ける保護者にとっても看護師の存在は安心できる大きな存在でございます。特に最近増えた未満児への対応など、専門知識を持った看護師は病気やケガをしたときだけではなく、成長過程・病気の感染・アレルギーの相談もできる強い味方となるというふうに思っております。子育て支援センター、放課後児童クラブについても引き続き充実を図ってまいります。令和2年度から設置をした子育て世代包括支援センターの運営・母子保健事業についてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。次に、本年度実施しました医療センター・保健福祉センター（仮称）の基本設計・実施設計に基づき、令和3年度、4年度の2か年継続事業として建設工事に着手するとともに、安心して暮らし続けられるための保健・医療・福祉の連携体制を構築できるよう関係者が一体となって準備してまいりますのでよろしくお願いいたします。次に介護保険についてです。ご承知のように東三河広域連合としての「共同事務処理」の中核である介護保険事業につきましては、平成30年度の保険者統合と同時にスタートした第7期の介護保険事業計画が本年度を持って終了いたします。令和3年度から第8期介護保険事業計画に基づく事業を進めていくこととなります。開業開始以来3年間で見てきた「介護人材の確保と定着」「家族介護者の負担軽減」「東栄町を含む北部圏域における介護サービスの事業継続」といった新たな課題にも対応をしていかななくてはなりません。しっかりと第8期の計画に沿って進めてまいりたいと思います。次に医療関係ですが、有床診療所として運営をして間もなく2年となりますが、病床は19床ありますが、12月末現在で延べ入院患者数は1238人、1日平均で3.4人となっております。前年同月で2850人でしたので1612人も減少しております、57%の減であります。また、外来患者も12月末現在で延べ2万1231人となっており、前年が2万6349人でありましたので、5118人の減少となっており、19%の減となっております。これを見ましても非常に厳しい経営状況となっており、一般会計からの繰り入れは相変わらず大きな金額となっております。そして本年度は東海財務局による地方公共団体の財政状況を把握するための調査の年でもございました。東栄町も財務状況を診断をしていただいたところでもございますが、その結果は既に町のホームページに掲載してありますが、それによりますと特に留意点として挙げられたのが、近年の東栄医療センターの赤字補てんに係る繰出金をはじめ、情報通信施設運営などによる一部事務組合への支出さらには町有施設の指定管理料などの負担増大に伴う行政経常支出がですね増加傾向にあるこ

とが指摘されておりところでございます。公共施設の適正化や病院事業への繰出金の抑制などによって経常収支の改善を進め、持続可能な財政運営体制の確立に努めることと指摘されたところでございます。このような状況をしっかりと認識して来年度も運営をしてみたいと思いますが、4年度からは新たな医療体制を整え将来において継続でき、安定した病院運営ができるよう努力をしてみたいと考えております。そして、こうした状況をご理解いただけるよう住民の皆様にはしっかりとお伝えをしてみたいと思いますので、是非、議員の皆さまにはこのことを十分ご理解をいただき、ご協力をいただけますようお願いを申し上げます。来年度の病院体制については、特に医師においては、常勤医師3名は引き続き勤務いただくこととなっております。うち1名は県派遣医師でございます。非常勤医師については、派遣元であります浜松医大、整形外科・眼科・耳鼻科さらには豊橋ハートセンター循環器科等を訪問させていただき来年度の派遣を承諾いただいております。また、非常勤医師であります夏目医師始めとする先生方にも承諾をいただきましたので今年同様の医療体制で診療ができるものというふうに考えています。特にコロナワクチン接種が4月下旬以降始まってまいりますので、その対応においても医師が現状で維持できることを考えると安堵しているところでございます。今後、病床は持ちませんが、後方支援病院としてお世話になる新城市民病院での受け入れのルール等をご検討いただき調整しております。患者情報は新城・設楽・東栄・豊根の医療機関においては、電子カルテの統一により連携が既にできております。情報提供できると思いますし今後スムーズに入院できる仕組みをですねしっかり新城市民病院さんと確立をしてみたい。また、佐久間病院においても、三遠南信自動車道の開通により約15分と非常に近くなっております。レスパイト入院等事前に調整したうえで受け入れていただくよう今後も進めてまいります。今後、目指す在宅医療についても、看護師を中心に「医療・介護コーディネーター」を育成し、在宅医療・介護連携チームで支えていく仕組みを来年度確立をさせていただきます。現在あるホイップネットワーク電子連絡帳を有効活用をしてみたいと考えております。一時受け入れについては、明峰福祉会と今後もしっかりと協議したうえで受け入れができるよう進めてまいりたいと考えております。次に経済課関係です。産業経済活性化推進協議会を1月14日に開催をしました。商工、農林、観光の関係者が集まり、令和2年度の取り組み状況や来年度の事業計画などを報告いただき、情報共有を図り、産業経済全般についての意見交換会を行うことができました。次にとうえい温泉につきましては、3月3日の議会全員協議会で報告をさせていただいた通りであります。コロナの緊急事態宣言が解除されましたが、まだ県において「厳重警戒宣言」が出ておりますので、この先どのような状況になるかわかりませんが、集客イベントを含め春に向かって関係者みんなで頑張りたいと思います。また、令和3年は温泉開業20周年を迎えることとなりますが、今後の新型コロナウイルスの影響などを考慮のうえで、できれば記念行事も検討をしてみたいと考えております。

で、どうかよろしく願いをいたします。次にあいち森と緑づくり事業につきましては、令和元年度からの10年計画で東栄町内の山林2000haの人工林整備いわゆる間伐を行う予定となっています。令和元年度が150ha、令和2年度は133haの間伐実績となっておりますのでございます。森林環境譲与税関連事業につきましては、境界明確化事業、森林経営管理システム導入業務委託事業、里山林環境整備事業、間伐材搬出及び利用事業、「とうえいの木」家づくり事業、意向調査事業を実施しております。次に事業課関係ですが、三遠南信自動車につきましては順調に工事は進捗しております。鳳来峡インターから東栄インターの間の工事につきましては、東栄町側の4号トンネル工事だけが発注されておりましたが、2月に発注をされトンネル工事が始まっております。これで、この区間の工事が全て動き出しました。国の予算も、令和2年度の第3次補正予算で27億円もの予算化がされているところでございます。次に、国道473号月バイパスについても月地内での橋梁の橋台工事が始まっております。設楽町側においては、既に東栄町より早く工事に着手しておりますので順調に進んでいくものというふうに考えております。トンネルが掘り出せばですね現在取り壊されております林業センター前ですね敷地内を活用させていただくということになると思っております。次に布川地区の国道151号から県道八橋中設楽線の合流部の工事についても用地買収が終わり、今後、県において順調に工事を進めていただけるものというふうに思っています。それから県代行道の本郷下川農免線については少し工事が停滞をしておりますが、その要因については、町簡易水道の既設管移設等の調整に時間がかかりました。今年度の工事は発注されておりますが、翌年度に繰り越しとなっておりますのでご承知おきをお願いいたします。事業課関係の町道等道路工事及び簡水、下水道工事についても、本年度の事業順調に進めてきましたが、一部下水道の終末処理場内の工事について、これは昨年もそうでしたが新型コロナウイルスの影響から中国からの部品調達ができないことから、年度内完了が見込めず昨年と同様にですね予算繰り越しをお願いをしたいと思っております。次に住宅リフォーム補助事業ですが、制度を開始してから10年目を迎えております。令和2年度は現在までで20件、対象工事の総額が1817万731円、補助金額は155万1000円となっておりますのでございます。次に、教育課関係です。先ず町の成人式につきましては、コロナ禍で心配をいたしましたが、東栄中学校体育館を会場にコロナ対策を行ったうえで数人の欠席はございましたが、無事に開催することができ大変うれしく思っているところでございます。2月16日は第2回の東栄町総合教育会議を開催させていただきました。議題は5つ、1つ目が東栄町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針、2つ目が令和2年度教育課関係主要事業の進捗状況、3つ目が令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の点検・評価（中間報告）について、四つ目は小中学校のICT機器整備計画の進捗状況についてとその他でございました。1つ目の「学校における働き方改革」の一環としては、教育職員の業務時間の上限を定めるこ

とによってこれは先だつての全協でもお話しをさせていただきました。この会議でご承認いただいたところでございます。2つ目の事業進捗の主な行事は、11月9日に通学路交通安全対策連絡会、先ほども話した成人式、コロナ禍で残念でございましたが海外研修が中止となりましたが、例年、海外研修で交流するRCA校と東栄中学校においてですね1月27日から29日にかけてオンライン交流を実施することができました。直接触れ合うことはできませんでしたが貴重な経験になったかと思っております。計画していた学校関係の備品等の整備は概ね完了しているところでございます。3か年計画で進めてきました花祭会館の映像のデータベースの更新につきましては、本年度が最終年度となっておりますが無事完了いたしましたところでございます。生涯学習講座は14講座を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響で、4講座のみの開催となっておりますところでございます。次に施設関係ですが、4月、5月は緊急事態宣言による休館、一番の繁忙期である7月、8月は多くの学校が夏休み短縮のため、グリーンハウスの合宿がキャンセルとなり大きく利用者が減少しております。森林体験交流センターも同じような理由で減少減収となり、厳しい運営となったところでございます。そして3つ目が、先程言いましたように教育事務の管理、執行の状況の点検の中間報告をさせていただきました。最終的には令和3年9月の総合教育会議において最終報告をさせていただきます。4つ目の小中学校ICT整備については、GIGAスクール構想にともなう「一人1台タブレット」については、児童生徒、教員、予備を含めて、小学校で130台、中学校で80台の計210台を購入をさせていただきました。有効な活用方法を模索しながら学びにICTを活用していただきたいと思いますというふうに願っておりますところでございます。その他では、来年度の文化祭の関連行事についてご意見をいただきました。また、今後の教育施設の改修状況及び計画についてもご意見を委員からいただいたところでございます。次に田口高校の関係ですが田口高校が北設楽地区のコミュニティスクールとして発足するための第1回の学校運営協議会が3月4日に開催されました。内容については、その都度必要に応じて報告をさせていただきますが、この4月1日から動き出すこととなります。県内の公立高校としては田口高校、足助高校、福江高校の3校というふうにお聞きをしておりますところでございます。東栄中学校の卒業式は議員の皆様にもご出席いただき予定通り2日に開催させていただきました。ありがとうございました。小学校卒業式は19日に開催する予定となっております。最後にプロバスケットボールの三遠ネオフェニックスの試合が無料観戦できる奥三河デーにつきましては、コロナ禍で1月の開催が延期となりましたが改めて4月4日に開催することとなりました。3月5日から申し込みが既に始まっておりますので、是非都合のつく方は応援に出かけていただきたいと思います。以上長くなりましたが、行政報告を以上で終わらせていただきます。

それでは引き続き、令和3年度の各会計予算をはじめ諸議案のご審議をお願いするにあたり、所信の一端と予算案の大綱を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さまにご

理解とより一層のご協力をお願い申し上げます。さて、昨年1月国内初の新型コロナウイルス感染者が報告されて以来、小中学校の休校、そして2度にわたる緊急事態宣言の発出など、令和2年度は感染症対策に終始した1年となったところでございます。町民の生活を守るためにですね、国の交付金等を活用しながら様々な方策を行ってまいりました。町民の皆さまには外出の自粛や各施設の利用制限等、いろいろな面で不自由をかけるとともに、事業者の皆さまにも時短営業や休業要請などのご協力をいただきました。その甲斐もあってか、コロナ感染者は町内では3名にとどまっているとともにですね町民の生活においてもおおむね安定していると思っております。まだまだ終息に向けては油断できない状況ではございますが、さらなる施策を展開することで、町民の皆さまが安心して暮らせるよう努めてまいります。そうした中ではありましたが、2か年の継続事業として実施をしてきました医療センター・保健福祉センター（仮称）設計業務につきましては、基本設計案に対する意見募集、7月の行政報告会等を経て、11月には基本設計の概要について議会に説明するとともに、1月広報の中で町民向けにその内容を報告したところでございます。当初の予定より3か月ほど延びましたが、令和4年7月の開所に向けて当初予算にその整備費を計上させていただいております。こうしたことを踏まえた中で、令和3年度の予算編成にあたっては「東栄町まちづくり基本条例」の基本理念にのっとりながら、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と本年度策定いたしました。「第6次総合計画後期計画」に位置づけています7つの基本目標に沿った施策を進めることによりまして、将来にわたって賑わいを保ち続けるまちを実現することを念頭に進めてまいります。さて、一般会計は予算総額41億2000万円でありまして、前年度比14.4%の増額となります。その中で増額の要因で最も大きいものは、医療センター・保健福祉センター（仮称）の整備に係るものであります。建設工事費、設計監理費及び医療機器購入をあわせて、7億9542万8千円を計上しました。この事業は3年度・4年度の継続事業として実施し、その事業費は総額で11億3386万円を見込んでおるところであります。その他のおもな事業としては、一般加入者向けのギガサービス提供に向けての北設情報ネットワーク負担金に4595万1千円、小林集会所及び伝承施設建設補助金に2168万3千円、町営バス東栄線のバス購入費に968万8千円、医療センターの無床化に向けての取り組みとして、保健・医療・福祉連携体制づくり事業に417万6千円、地域福祉計画策定委託料に484万円、自転車を活用したまちづくりをすすめるためサイクリスト歓迎のまち構築事業として236万6千円、災害時の情報伝達手段確立のため戸別受信機等の整備に495万8千円、防災・減災意識の高揚を図る目的で防災ハザードマップ作成に838万6千円、小中学生を対象として実施する劇場と子ども7万人プロジェクト事業に57万円を計上しました。12の特別会計は、総額で13億7262万5千円で前年度比6.6%の減額となっております。簡易水道、公共下水道事業、農業集落排水事業の3特別会計は、継続費として実施している公営企業化に向けての業務が2年目を

迎え、全体的に減額となっております。医療センター特別会計は、入院及び外来患者数の減少や人件費及び医薬品衛生材料費などの費用の減などによりまして 5733 万 8 千円の減額となりました。一般会計からの繰入は、2 億 5013 万円で 6548 万円の減額となったところでございます。一般会計と 12 特別会計の予算総額は、54 億 9262 万 5 千円で、前年度比 8.3%の減額となっております。以上で所信の一端と今議会に提出する予算案の大綱及び主要事業についてお話しさせていただきました。それでは、今議会に上程いたしております議案につきまして、ご説明申し上げます。今議会には、議案 26 件を上程いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。では各議案について簡略に説明いたします。議案第 2 号東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定については、町長、副町長及び教育長の給与について、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月まで引き続き減額するものであります。議案第 3 号東栄町防災行政無線設置条例の一部改正については、防災行政無線のデジタル化に伴い、屋外受信機の増設と各戸別受信機の運用を見直すため、その規定の一部を改正するものであります。議案第 4 号東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、台風の倒木被害により解体撤去した「振草 1 号」について削除するものであります。議案第 5 号東栄町子ども医療費支給条例の一部改正については、子ども医療費と子育て支援医療費を条例で一本化するために改正するものであります。議案第 6 号東栄町国民健康保険条例の一部改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により傷病手当金について所要の改正をするものであります。議案第 7 号指定管理者の指定については、令和 3 年 3 月 31 日で指定期間が満了する集会所等 43 施設を令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間、介護予防センターをはじめとする 12 施設を令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間指定するものです。議案第 8 号令和 2 年度一般会計補正予算（第 11 号）についてですが、今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 2565 万 7 千円を減額し、総額を 42 億 275 万 4 千円とするものです。歳出における補正の内容は、おもに精算によるものですが、地方創生臨時交付金事業の一次・二次分について、一部次年度に繰越する事業を除いてほぼ完了することから、この補正で整理させていただいております。増額する主なものは、旧東栄中学校用地等借地料に 305 万 1 千円、起業応援プロジェクト補助金に 200 万円、選挙管理委員会の報酬等に 67 万 1 千円、あいち森と緑づくり事業委託料に 285 万 1 千円、新城広域消防負担金に 137 万円、学校保健特別対策事業に係る小中学校の備品購入費等に 170 万円、中学校の階段昇降機設置工事に 448 万円、財政調整基金積立金に 6709 万 2 千円、森づくり基金積立金に 2695 万 5 千円を追加計上しました。医療センター特別会計への繰出金は 7930 万 7 千円の減額となっております。歳入については、地方創生臨時交付金の精算による財源の整理及び繰越金の追加計上等により高齢者いきいき健康増進基金 1553 万 3 千円、財政調整基金繰入金 6808 万 9 千円及び減債基金繰入金 7500 万円を減額することができ、次年度の財源に充てることができます。また、医療

センター・保健福祉センター設計等委託業務は、完了が令和3年度にずれ込むことから、3か年の継続費とさせていただきます。次年度に繰越す事業につきましては、役場倉庫建設工事をはじめ8事業を計上しております。議案第9号国民健康保険特別会計から議案第14号東栄医療センター特別会計までの補正予算については、ほとんどが精算によるものでございます。国民健康保険特別会計の歳入にへき地直営診療所運営費に係る特別調整交付金2705万4千円を計上し、医療センター特別会計へ繰り出すとともに医療センターの歳入として計上とさせていただきます。議案第15号から議案第27号までの令和3年度各会計予算につきましては、各会計ごとに説明させていただきます。まず一般会計ですが、主な内容については、既に説明させていただいておりますので省略させていただきますが、予算総額で41億2000万円、前年度比5億2000万円、14.4%の増となっております。次に国民健康保険特別会計につきましては、予算総額3億9100万2千円を計上、前年度比3.1%の増となっております。次に後期高齢者医療特別会計につきましては、予算総額1億2761万2千円を計上し前年度比1.3%の増となっております。次に簡易水道特別会計につきましては、予算総額1億6628万9千円を計上、前年度比7.2%の減となっております。次に、公共下水道事業特別会計につきましては、予算総額1億3086万4千円を計上、前年度比21.4%の減となっております。次に農業集落排水事業特別会計につきましては、予算総額3121万6千円を計上、前年度比13%の減であります。次に東栄医療センター特別会計についてですが、予算総額5億2526万1千円を計上、前年度比9.8%の減となっております。各財産区会計は、前年度と変わりございません。令和3年度当初予算については以上であります。このあと副町長始め担当課長から詳細については説明をさせていただきますのでよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

----- 教育方針説明 -----

議長（原田安生君）

次に日程第6教育方針説明を行います。教育長の説明を求めます。

（「議長、教育長」の声あり）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

令和3年度の東栄町教育方針をご説明申し上げます。令和2年度の教育はコロナ感染症の影響によって大きな変更を求められました。学校教育は2月末から5月までの3カ月間臨時休業となりました。社会教育はマラソン大会や町民芸能祭などを中止し、作品展のみの開催とした他様々な行事や事業を安全にできる範囲での内容に変更いたしました。また、長い歴史を持ち各地区の皆さんのご努力で続けられてきた花祭り

も全ての地区で例年通りの開催を断念させられました。こうした状況ではありましたが、小中学校では安全を第一に考えながら教育課程を工夫しそれぞれの学年で学習する内容を履修することができる予定です。また卒業式、入学式、運動会、学芸会などの行事についても来賓の皆様のご出席など様々な制限をさせていただきましたが何とか実施することができました。教職員の皆様のご努力に大きく感謝をしているところでございます。一方でコロナ感染症対策として措置された臨時交付金を有効に活用して授業をすすめ、安全な教育環境を整備するとともに小中学生が非常時でも教育を受けられるようにタブレット端末などの設備を充実できました。令和3年度はこうした様々な変化の影響を考えて学校教育、社会教育それぞれの充実を図ってまいります。初めに学校教育についてです。平成29年度に示された新学習指導要領が、中学校では3年度から完全実施をされます。改訂のキーワードは、社会に開かれた教育課程及び主体的、対話的で深い学びですが、子供たちが未来社会を切り拓くための資質、能力を育成する知識の理解の質を高める確かな学力を育成する豊かな心や健やかな体を育成するという目標は従来と同様でございます。教育内容の主な改善事項は、今の子供の状態や社会の要請を反映し、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、情報活用能力の充実、子に応じた発達の支援などが挙げられています。東栄町では平成19年8月に校長会から報告された東栄町が目指す学校教育をもとに学校教育活動を進めて参っております。そこには基礎的基本的な力を確実に身につけ自ら考え学び取ること、命を大切にし心身のたくましさ和社会性を身につけること、郷土の自然文化歴史に学びふるさと東栄を愛することの3点が示され、伝統的な天地人教育の目標も反映をされています。また小学校と中学校の連続性に着目することの必要性も述べられております。第6次東栄町総合計画では学校教育についてきめ細かな教育の推進、知徳体が調和した教育の推進、連携教育の推進、小中学校施設設備の充実、学校への就学支援の5点を掲げこれに沿って取り組みを進めてきております。東栄保育園が開園し2年が過ぎました。1保育園1小学校1中学校の環境を生かし東栄町の子供の誕生から15年間の保育教育を連携させることで教育の効果を一層高めたいと考えています。保育園と小中学校の3つの場所での互いの役割を深く理解しあうことで中学校を卒業する時の姿を見通した指導やそれまでの生育の経緯を理解した上での指導を一層強化したいと考えています。さらに目指す子どもの姿を保育士さんや先生方だけでなく保護者地域の皆さんにも理解をしていただき子供自身の自覚を一層高め東栄町民の教育への理解と関心を深めて育てる側も育てられる側も自信を持って教育に取り組むまちの実現を目指します。そのために子どもたちが将来それぞれ選択した社会で自分の生活を作る力を育てるということを第一に考えてどの子供にとっても本当に必要な体力、ものの考え方、知識と技能は何かを精選し東栄町の義務教育で育てる力を分かりやすくお示しし今後数年をかけて見直し練り上げてまいりたいと考え

ております。具体的な手だてとしてコミュニティスクールを立ち上げる方針を総合教育会議で認めいただきました。これは東栄町総合計画の家庭、地域における教育の項目の家庭教育力の向上、児童の健全育成、子供の居場所づくりを大きく推進することにも繋がるものです。コロナ感染症の拡大を防ぎながらも教育を止めないことを目指し臨時交付金を活用して小中学生全員に一台ずつタブレットを整備することができました。既に活用いただいておりますけれども機器を最大限活用できるように必要な設備の保管また活用方法についての情報提供を進めてまいります。また昨年度から子供の学習能力に大きく関わる読み取りの力についての調査を実施しています。子供たちが、例えば教科書をどのように読みどう理解しているかを調べその結果を踏まえて学習指導を見直し改善するためのものです。意味を捉える読み方指導の充実につなげてまいりたいと考えております。また令和2年度の学習内容については、年度内に履修できたものの3ヶ月の間登校できなかつたということの影響は必ずあると考えております。その検証を学校にお願いしながら令和2年度の指導を実質的に補ってまいりたいと考えております。生涯学習、生涯スポーツでは、各活動の充実及び総合社会教育文化施設の充実と利用促進をあげております。活動の充実のためには率先して活動を進める人材が必要です。各分野のリーダーの育成や人材の発掘に向けて引き続き手立てを工夫したいと思っております。また、総合社会教育文化施設については、民芸館の所蔵物のデータ化を始め整理を進めているところです。広報活動や企画展など内容を工夫し魅力化を図ってまいります。更に今後の方向性を検討してまいります。文化の保存と継承では、後継者育成の支援と文化財の保存継承環境作りをあげています。町内各地でそれぞれ努力を重ねて頂いておりますが、ここでもコロナ感染症による影響は大きく花祭りをはじめとする民族文化の保存継承は喫緊の課題となっています。高齢化と人口の減少が根本的な課題ではありますが未来の担い手である子供たちの育成を進める一方で各地域の皆さんと意見交換を通して継承の在り方を検討してまいります。また、花祭り会館については、照明と音響の設備を改修できました。大勢の町民が集まることができる数少ない場所として必要な改修を計画するとともに展示物の整理や展示のリニューアルに向けて継続的に取り組み町内外に向けて花祭りの理解とPRに寄与できる施設としての充実を図ってまいります。基本施策5の多様な学びの場では人権尊重の推進、男女共同参画社会の推進、国際化国際交流の推進、学力を強化する機会の提供をあげています。小学校英語が教科化され2年目を迎えます。コロナ感染症の影響により残念ながら中学生海外派遣事業を中止しました。十分な代替措置にはなりません。交流校であるカナダの中学校と1月末に三日間のオンライン交流を実施いたしました。今後もグローバルな人材育成を目指し小学校中学校の授業を通して使える英語を習得し進んで外国人と関わろうとする意欲の向上を図ります。そのためにALTを活用するなど授業を一層工夫したりタブレット端末を活用して会話の力を高めたいと考えております。また特に中学校では目的意識を強

く持たせるよう努めてまいります。また地域未来塾を継続し学習の補強を充実してまいります。様々な進路を実現したい得意な分野の力を伸ばしたいなど全ての生徒や保護者の多様な要望の全てにお答えできるものではありませんが、子供たちの基礎的な学力を充実することで学校の授業を補い授業への抵抗を和らげ学校生活への適応を応援する仕組みとして活用してまいります。さらに学校での学習の様子と様子を情報として広く町民の皆さんに知らせる工夫をしたり学校の外に学習の場や発表の場を広げたりすることで町全体で取り組む教育と一人の町民としての学習の実現を図りたいと考えております。以上令和3年度の教育方針について第6次東栄町総合計画を中心に主な事項をご説明申し上げます。学校教育につきましては保育園から中学校までの子どもたちの成長について町民みんなで理解し同じ気持ちで次の世代の東栄町民を育てる基礎づくりを進めます。また生涯学習や生涯スポーツ、文化の継承については町民の皆さんに関心を持っていただき一人でも多くの方の参加しようとする気持ちを高めたいと考えています。そのために子供にも町民の皆さんにも分かりやすく教育についてお示しし誰もが役割を持って参加できることを目指してまいります。議員の皆様には今後ともご理解ご協力をいただきご指導を賜りますようお願いを申し上げます。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

議長（原田安生君）

時間になりましたので再開をいたします。これより議案審議に入りますが本日議したい議案がございますので申し上げます。日程第8議案第3号東栄町防災行政無線設置条例の一部改正について、日程第12議案第7号指定管理者の指定について、日程第33議案第28号東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について。以上3案件は本日の議会審議の後議了を予定をしておりますのでご了承の上お願いを致します。

----- **議案第2号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第7議案第2号東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。議案第2号東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。一枚めくっていただきまして新旧対照表をご覧ください。改正前は令和2年4月分から令和3年3月分までの間100分の5を乗じた額を減じておりましたが期間を延長引き続き期間の延長を行います。令和3年4月分から令和4年3月分までの間1年間延長するものでございます。提案理由につきましては、この案を提出するのは町長、副町長、教育長の給料月額を減ずるために改正する必要があるからである。なおこの条例は昭和3年4月1日から施行致します。以上です。

議長（原田安生君）

議案第2号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。町長、副町長、教育長の三役の給与を5%減ずるとした条例を延長するための条例であると理解しました。この議案の提案理由には必要があるからであると書いてあります。必要があるからであると。なぜ5%減額が必要になったのか改めて理由を伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

1年間期間を延長するということで町長、副町長、教育長からの申し出によりまして経費を削減ということが第一に挙げられるかと思えます。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

お尋ねするのは、延長すると申し出があったということかどうかではなくですね、なぜ延長しなければならなくなったのかということです。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

改正する必要があるからであるという文言でございますが、実際のところ三役5%減額することでかなりの額を減額しますのでやっぱり財政面そのようなことを考えまして、考えがあつての期間延長であると思います。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

3回目、4番。

4番（浅尾もと子君）

では最後です。委員会でのまた答弁お願いできたらと思います。かなりの額の財政が見込めるということでもありますので減額する総額ですねそして三役それぞれの給与月額及び年間総額について改めて委員会で伺いたいと思います。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

私からも同じような質問なんですが、5%減額する意味。今の回答だと財政が厳しいからという話なんですが財政が厳しいのは今年も来年も再来年も変わらないと思います。従って毎年こんなことこれやるんじゃないかと、ずっともつと継続的に、例えば任期中だとかあるいは私が以前勤めてた時にやらせていただいたように永代町長の条例を町長の給与の条例を変えるとかそういうふうにしていくべきだと思うんですがこの辺の考え方が少し違うんじゃないかと思いますがこの辺のことを町長お伺

いします。詳しくはまた委員会の方で聞きますけども、基本的にはその財政が厳しい
というのなら毎年こんな事やるのは違うんじゃないか、いかがでしょうか。

(「議長、町長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、町長。

町長 (村上孝治君)

これは我々が三役です。すね申込みをした、お願いをした状況です。これは任期中であれです。それぞれが前回もそうですが1年区切りで状況を見ながらさせていただくという状況です。コロナ禍を見据えた中で1年で本来切れますが継続して来年の4月から1年間減額措置をさせていただく状況です。前回もお話をさせていただき、委員会では質問されるかどうか分かりませんが、付託ですので、ここで話すかどうかは別としてその財源を今年度の場合です。すね組織改革等含めた状況、それからこういった状況でありますのでいわゆるメンタルヘルスの状況もありますし職員間の状況です。すねその費用に充てさせていただくことで昨年度本年ですか本年度そういう状況でありましたのでその辺のところはご理解をいただきたい。それぞれの状況の中です。すねありますので本条例案はいじる状況にはないと私は思っております。

(「議長、2番」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、2番

2番 (森田昭夫君)

詳しくは委員会の方で聞きますけども、昨年度は職員の研修に充てる財源のためにということだったというふうに記憶しています。今年はコロナの対策に充てるのか何なのかどうもその辺がはっきりしない。それから本来なら先ほど言ったようにじゃあ町長の在任期間中だとかあるいは町長の給与はとか、いうふうにして変えてくべきであって年ごとにこんなことやるのはいささか手続き的に違うんじゃないのかなと、例えば今年は今度の当初予算はコロナの対策のための財源が厳しい、例えば仮にですよだからコロナの対策を行うために三役の給料を減額するというような明確な理由を一度また委員会の方で説明をいただきたいと思います。これはお願いで、特に回答は結構です。

議長 (原田安生君)

はい、そのほかございますか。以上で議案第2号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第3号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第8議案第3号東栄町防災行政無線設置条例の一部改正についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。議案第3号東栄町防災行政無線設置条例の一部改正についてであります。1枚めくっていただきますと、新旧対照表をご覧ください。第2条では無線及び受信機に改正いたします。（3）の受信設備の設置場所や設置場所ア屋外子局が6基だったものが今回30基に増設いたしました。（ア）から次のページ3分の2のページですが（ホ）までとなります。3分の3ページでは「各戸受信機」を「戸別受信機及びタブレット端末」に改正し（ア）で町内に居住する世帯。ただし、別に規則に定める世帯に限る。の文言を追加するものでございます。（イ）では「公共施設」を「医療・福祉・教育施設、避難所」に改めます。第3条これは経費の負担でございますが「各戸受信機」とある部分を「戸別受信機及びタブレット端末」に全て改めます。最初のページ2分の2ページに戻っていただきますと附則であります。この条例は、令和3年3月11日から施行します。提案理由につきましては、この案を提出するのは防災行政無線のデジタル化に伴い、屋外受信機の増設と戸別受信機の運用を見直す必要があるからである。以上です。

議長（原田安生君）

議案第3号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

この議案は、防災無線のデジタル化に伴ってこれまでの設置条例を見直し、外部スピーカーの6基から30基への増設やその設置場所などを改正するものであります。その中で戸別受信機およびタブレット端末の設置場所も書かれております。そこで伺います。町はこの議案を総務経済委員会へ付託せず本日本会議初日での議了をすることを求めています。私は、この議案は町民の命と財産を守るという大事な内容だと思いますので委員会に付託するべきだったのではないかと考えています。既にこの議案の改正前に新たな屋外スピーカー30基は運用を開始しておりますしタブレット端末についてはまだ設置されておられません。本会議初日に議了をしなければならないという緊急性はないのではないかと考えます。なぜ初日議了にこだわるのか理由を伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

防災行政無線の整備工事につきましては2年間にわたる工事でありました。工期は令和3年3月10日をもちまして完了いたします。完了に伴いまして本日議了をいただきまして設置条例を一部改正したく思いまして当日議了とさせていただきます。以上です。

議長（原田安生君）

続けてあれば4番。

4番（浅尾もと子君）

新旧対照表の3ページのイの（ア）の戸別受信機およびタブレット端末の設置場所として町内に居住する世帯（ただし、別に規則で定める世帯に限る。）と書かれています。大変重要な問題だと思います。なぜならどんな世帯に配布するのかこの条例案を読んでも分からないからです。端的に伺いたいと思います。規則で定める世帯とは何でしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

ここで規則に定めるとありますが、すみませんまだ調整中でございます。本日提出することができませんが、私どもの考えとしては第1にとうえいチャンネルほとんど9割以上の町からの情報が伝わることと思います。今回整備しましたSアラートにつきましては緊急放送これのみの伝達でございますので年間を通して緊急情報が無ければ件数は多いものとは思ってはおりません。まずとうえいチャンネルをご覧いただきまして情報を得ていただきたいと考えております。タブレットその他戸別受信機の設置どのように考えているかということでございますが、町内に住所を有しかつ居住している世帯ですとか携帯電話端末でございますがスマートフォン、タブレット、ガラケーですねフィーチャーフォンいずれかを所有する人がいない世帯、特に媒体端末を持っていない世帯、これと携帯電話不感地域に居住する世帯、電波の届かない世帯、今年こちらが把握している世帯が2つ3つあるようですのでまたここについては再調査をしたいと思っております。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3回目。

4番（浅尾もと子君）

最後です。規則で定めますと今後戸別受信機またはタブレット設置する場所とする対象世帯をですね運用によって変更するという場合に町議会にはそのことがわからないという事態になるのではないかと思います。議会にはそれを知る手段がないのではないかということです。私はきちんと議案の審議を行ってですね設置対象世帯の条件を条例案に明記していただきたいと思いますと考えますが町の認識を伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

規則でございますが、まだちょっと未定稿のところがありまして今後変更になる可能性もあるんじゃないかとは思っておりますが、こうした規則でございますが今委員言われました通り議会に諮る必要はございませんが、しかしながら大事な案件でございますのでどのような形でお示しすしするつもりではいます。以上です。

議長（原田安生君）

はい、そのほか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

条文のですね文言のところで確認をしたいんですけども、今回ですね戸別受信機及びタブレット端末というふうになっています。この場合の及びについては、一般的にはですねAとBどちらもつというような意味で使われる場合があるんですけども、それともですね一部では又は選択的に使う場合もある。この戸別受信機及びタブレットこの条文におけるですねこの及びの意味について確定で定義をお願いしたいんですけども。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

委員おっしゃられるとおり戸別受信機及びタブレットになっております。こちらで考えているのは、電波状況を踏まえまして戸別受信機かタブレットどちらかを無償貸与するという考えでおります。以上です。

議長（原田安生君）

よろしいですか。そのほかございますか。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

一つお聞きします。新旧対照表の3ページのところにあります町の医療、福祉、教育、避難所と書いてわざわざ記載してあるんですが、これなぜわざわざここ記載しなくちゃならないのか、別にこんな記載せんでも前のままだでもいいんじゃないのかな。こんなふうに思うんですがいかがでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

今回委員言われるとおり公共施設そのままよかったです、今回設置したのが医療センターですとか教育施設、グリーンハウス、避難所、福祉施設がありますがより明確化するためにこの4つを明記させて頂いた次第です。以上です。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

より明確化することによってあと例えば集会所だとかこれからまだいろいろな施設が出てくるものですから、もちろんそういったものはその他町長が必要と認めたものということでカバーできるという言い方もあるかもしれませんが、あえてこんなところ書く必要がないと思いますので、こういったことはもう少し考え、反対はしませんけれどもあえてこういう書き方は少し事務的には間違いじゃないのかなと本来なら上げ足を取られないことにする、町が持っている施設あとはその他網羅できるわけです。町長が必要と認めたもの、ということで網羅できるわけですからあえてこうやって書くというのはいささか事務的に間違いとは言わんけども上げ足を取られないようにするには少し甘いんじゃないかなとこんなふうに思いますので、今後、回答を求めても何も回答出ないでしょうから回答は結構ですけども、こういう書き方もう少し考えてから作って下さいということをお願いしておきます。

議長（原田安生君）

その他ございますか。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございますか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対する立場から討論を行います。本議案は一般会計予算の議論に先立って防災用のタブレット端末の導入を議決するものがあります。しかし戸別受信機、タブレット端末をどの世帯に設置するかという重要な要件を規則で定める、また未定稿であるとの答弁でありますので、本当に重大な問題

だと考えております。私は災害から全町民の命と財産、暮らしを守るためには、総務省が推奨する戸別受信機を全世帯に設置するべきだと考えております。タブレット端末の導入に町民の理解が得られるとは思えずこのような拙速な議論で条例規則の制定を行うことはあまりに早計だと考えます。昨年9月議会では同じく本会議初日議了とした議案、過疎地域自立促進計画の変更についての中で診療所という文言の書き換えについての森田議員の質疑によって東栄医療センターの名称問題が発覚したばかりであります。議会では、より慎重丁寧な議論が求められていると考えます。この議案には、一方で私が長らく求めてきた戸別受信機の設置も残るということがわかりその点では大賛成であります。しかし議案の審議が不十分であるということをもって今回は反対したいと思います。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

反対がでるとは思わなかったものですからあれですけど。まあこれデジタル化ということで戸別受信機がですね外部スピーカーがですね以前から外に居ると分からないというような話を結構聞いておりました。そして今回も30基に増やすということでほとんどカバーが外ではできるじゃないかと、そしてまた戸別受信機の方がですね不便になる無自由になるような方のところへは戸別受信機あるいはタブレットなどを一緒に導入するというようなことで問題もないと思いますので賛成いたします。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより第3号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者6名>

はい挙手多数です。本案は原案のとおり可決されました。

----- **議案第4号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第9議案第4号東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、地域支援課長」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、地域支援課長。

地域支援課長(伊藤知幸君)

それでは議案第4号東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由につきましては、空き家活用住宅振草1号が平成30年9月の台風24号で倒木被害を受けたことによりまして空き家活用住宅として継続使用ができなくなったため、利用廃止するにあたり国庫補助金の財産処分、財政融資資金に係る取得財産の処分行為両方の承認を受けその後建物の解体撤去を行い工事が完了しましたので、東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例から削除する必要があることから議会の議決を求めるため条例の改正をお願いするものであります。改正内容につきましては一枚おめくりいただきまして、新旧対照表でございますけれども別表のみの改正でございます。2枚目の方ですね。もう一枚目って頂いた。そこの1行目のところでございますが、改正前の振草1号の項住宅の名称、所在地、構造、戸数、整備年度について削除をするものでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長(原田安生君)

議案第4号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で議案第4号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第5号 -----

議長(原田安生君)

次に日程第10議案第5号東栄町子ども医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第5号東栄町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について。提案理由は子どもの定義を改正するとともに所要の改正を行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。1枚はねて頂いて新旧対照表をご覧ください。今回の改正は県の補助事業で医療費の助成を実施している現行のこども医療費支給条例と町単独で18歳まで医療費助成を要綱にて実施している子育て支援医療を当該子ども医療費支給条例に一本化するものです。第2条の改正につきましては支給対象の定義の子どもを15歳から18歳に改め高校生等とは18歳に達した日以後の最初の3月31日までにあるものをいうとの規定を追加いたします。次に第2条の2の改正につきましては1枚はねていただきまして、対象となる高校生等が東栄町の区域外に住所を変更した場合でも支給対象とする旨の規定の追加でございます。次に第3条でございますけれども受給資格者に関する規定です第1項につきましては字句の修正、第2項につきましては高校生等のうち受給資格者としらないものを新たに規定しております。次に第4条ですけれども現行条例では小中学生は入院のみ支給対象としておりますけれども現行の要綱では支給の対象範囲を高校生等までとしているため現状に合わせるための改正でございます。次に第5条につきましては受給者証に関する規定で中学生以下については受給者証を発行しますが高校生等には受給者証を発行しない旨を規定する改正となります。第7条の改正はこの条例の医療費の支給方法について規定するもので中学生以下の子どもに係る医療費は原則現物給付での支給受給者証を発行しない高校生等や県外で受診するなど医療機関で自己負担分を支払った場合などは申請による現金での償還払いとすることを規定しております。それでは議案の2ページをお願いします。附則、施行期日、第1項、この条例は令和3年4月1日から施行する。経過措置、第2項、改正後の東栄町子ども医療費支給条例の規定はこの条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付から適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。以上です。

議長（原田安生君）

議案第5号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第5号の質疑を打ち切ります。

議案第6号

議長（原田安生君）

次に日程第 11 議案第 6 号東栄町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第 6 号東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。提案理由は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の一部改正に伴い新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について所要の規定の整備を行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容につきまして説明いたします。1 枚はねていただきまして新旧対照表をご覧ください。今回の改正は第 6 条の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定において新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正において新型コロナウイルス感染症を定義しておりました同条例の附則第 1 条の 2 が削除されたため改めて本条例で当該感染症の定義を規定するものです。1 枚戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。説明は以上です。

議長（原田安生君）

議案第 6 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 6 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 7 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 12 議案第 7 号指定管理者の指定についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。議案第7号指定管理者の指定についてであります。東栄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条に選定委員会の組織この委員は東栄町行政改革推進委員会の委員をもって組織するとあります。2月18日に委員にお集まりいただきまして指定管理者選定委員会を開催いたしました。ここでの審議を経て今回議会の議決を求めるものでございます。提案理由につきましては令和3年3月31日で指定期間が終了する施設について令和3年4月1日から指定管理者を指定するために必要があるからである。1枚はねていただきまして。1ページから4ページまでは各地区の集会所と集会所でしたり生活改善センター、この施設につきまして公の施設の名称、指定管理者となる団体、指定の期間を表しております。これは各区長と協議し指定申請書一式を提出していただきました。指定期間につきましては令和3年4月1日から令和8年の3月31日の5年間でございます。続きまして5ページからであります。ここは公共施設、介護予防施設ですとか、高齢者いきいき健康増進施設、林業センターですとか6ページになりますと産業会館、特産物加工施設、レストハウス、東栄町総合社会教育文化施設、あとのき山学校等でございます。指定期間が令和3年4月1日から令和6年の3月31日までの3年間となります。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第7号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

指定管理者の更新ということなんですけれども、この議案には町の公共施設の指定管理者一つ一つの更新について定めているものです。集会所やとうえい温泉、千代姫荘、林業センターなどたくさん施設があります。集会所が令和3年度から8年度までの5年でその他の施設が令和3年度から5年度までの3年間の契約期間となっております。全体を通してこれまでの指定管理者と異なる指定管理者となった、つまり指定管理者が変更となった施設があるか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

そうですね。3年前、5年前と変わった指定管理者はございません。以上です

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

一つお伺いします。東栄町総合社会教育文化施設、これはシルバー人材センターに管理委託するわけですがB&Gの施設は教育委員会が入ってますよね、そうするとそこから辺の整合性大丈夫。町の施設で教育委員会が入って貸した所を管理委託という恰好ですんで、B&Gの施設はシルバー人材センターが管理してるんですか。部屋の的には教育委員会が管理しとる、部屋というか中は。だからその辺の整合性はいかがですか大丈夫。ちゃんと調べていただきました。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい、確かにB&Gの事務室には現在教育課が事務所として構えております。管理自体は東栄町総合社会教育文化施設、グリーンハウスであつたり花祭会館、民芸館、体育施設全般の管理をして頂いておりますので、特に問題があるかとそこまでちょっと調べてありませんので、私が考えるところによりますと問題がないじゃないかというのですが一度調べさせていただきます。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

是非ともこれはちょっと整合性が、私の感じではないんじゃないのかなと、委託しておいてまたそこへ町が入るってのはちょっといささかおかしいんじゃないのかなって私は整合性に欠けるような気がします。どのみちB & Gの体育館の中そのものは教育委員会が事務所持ってるわけですから、例えば中で壊れたり普段の掃除だとかそういう事は入っている職員たちがやるべきでわざわざ委託することもないはずですし基本的にはこれは整合性に欠けるんじゃないか。今日議決ですよ、今。今ここで反対することはしませんけども是非とも整合性をもうちょっときちんと調べてみてもし間違いであったら早急に改善をしていただきたいなと思いますのでお願いします。

議長（原田安生君）

要望ということで聞き置きにします。ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

これより議案第7号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号

議長（原田安生君）

それでは時間になりましたので再開をいたします。次に日程第13議案第8号令和2年度東栄町一般会計補正予算第11号についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは補正予算の説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第8号令和2年度東栄町一般会計補正予算第11号について。続いて2ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2565万7000円を減額し

予算総額を 42 億 275 万 4000 円とするものです。第 2 条の継続費につきましては、7 ページ継続費補正において変更するものです。第 3 条の繰越明許費につきましては 8 ページの事業について翌年度に繰り越すものです。第 4 条の地方債につきましては 9 ページの地方債補正において 5282 万 5000 円を減額するものです。それでは予算説明書により説明をさせていただきます。まず全般的なことですが今回の補正につきましては実績見込みに伴う精算等によるものが主でありますのでそれらについての説明は省略をさせていただきます。歳出からお願いします。24 ページをお開きください。1 款議会費は実績見込みによる精算です。2 款 1 項 2 目一般管理費は実績見込みによる精算です。4 目財産管理費 14 節旧東栄中学校用地等借上料は職員駐車場として使用している旧東栄中学校用地と旧本郷保育園用地にかかる借地料です。26 ページ 7 目企画費についてもほとんどが精算によるものです。起業応援プロジェクト補助金は予定より多くの応募があったことから 4 件分を追加して増額するものです。9 目のき山学校施設費から 32 ページ 5 項 4 目国勢調査費までは精算によるものです。そのうち 30 ページ 4 項 1 目選挙管理委員会費は直接請求の事務に係る人件費及び事務費の増額です。34 ページ 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費から 38 ページ 3 項 5 目社保充実分任意事業費までは実績見込みによる精算です。そのうち 1 目社会福祉総務費 28 節国民健康保険特別会計繰出金と 4 目老人福祉費 28 節後期高齢者医療特別会計繰出金はそれぞれの会計の補正によるものであります。36 ページ 2 項 1 目児童福祉総務費 23 節返還金は令和元年度の子ども子育て交付金の実績に基づく返還金です。38 ページ 4 款 1 項 1 目保健衛生費から 42 ページ 2 項 2 目火葬場費まではほとんどが精算によるものです。40 ページ保健衛生総務費 13 節医療センター・保健福祉センター設計委託料と設計監修業務委託料は 2 ヶ年の継続費で行なってきた事業について令和 3 年までの 3 か年での継続とすることから次年度分を減額するものです。28 節東栄医療センター繰出金及び 42 ページ 3 目環境衛生費 28 節簡易水道特別会計繰出金はそれぞれの会計の補正によるものです。42 ページ 5 款 1 項 1 目農業委員会費から 52 ページ 6 款 1 項 8 目持続化給付金事業費まではほとんどが実績見込みによる精算です。そのうち 44 ページ 3 目農業振興費 11 節の修繕料は高齢者生産活動センター消防施設の取り替えによる増額です。46 ページ 8 目農業集落排水事業費は特別会計の補正によるものです。2 項 2 目林業振興費 11 節の修繕料は林業センターの玄関扉を修理するのです。4 目森林整備費 13 節あいち森と緑づくり事業委託料は同事業に係る県からの委託金が追加されたことによる増額です。52 ページ 8 目持続化給付金事業費 19 節持続化給付金は精算により 924 万 9000 円を減額しますが、新たにとうえい温泉の事業継続のために 904 万円を交付するものです。54 ページ 7 款 1 目土木総務費から 58 ページ 8 款 5 項 2 目防災諸費までは実績見込みによる精算です。このうち 56 ページ 4 項 2 目公共下水道費 28 節は公共下水道事業特別会計の補正によるものです。60 ページ 9 款 1 項 1 目教育委員会費から 70 ページ 7 項 1 目森林体験交流施設までは実績

見込みによる精算です。そのうち 60 ページ 2 項小学校費と 62 ページ 3 項中学校費の 1 の学校管理費の 8 節報償費 11 節消耗品費及び 18 節備品購入費は国の学校保健特別対策事業費補助金に対応するもので教職員の資質向上のための研修や児童生徒の学習支援及び感染対策備品等に充てるものです。64 ページ 3 項 3 目学校施設整備費 15 節中学校階段昇降機設置工事は身体に障害のある方や怪我等で歩行が困難な方の 1 階から 3 階までの移動のために昇降機を設置するものです。72 ページ 11 款 1 項 1 目元金は減債基金繰入金を減額したことによる財源更生です。12 款 1 項 1 目財政調整基金費は新たに積み立てるものです。4 項高齢者いきいき健康増進基金費は株式会社とうえいからの納付金を免除することによる減額です。8 項 1 目東栄町森づくり基金費 25 節積立金は今年度交付される森林環境譲与税のうち事業に充当した以外の残金を積み立てるものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。1 款 1 項市町村民税から 10 ページの 13 款使用料及び手数料までは収入見込みによる増減です。14 款国庫支出金から 16 ページまでの 15 款県支出金はそれぞれ給付費等の実績見込みによる増減、実施事業の精算による増減によるものです。そのうち国庫補助金の地方創生臨時交付金は一次、二次交付分に充てた事業の完了及び完了見込み並びに新たに追加した事業に対して整理し 798 万 4000 円を増額するものです。16 ページ 16 款財産収入は歳入見込みより増額、17 款給付金はふるさと納税の減額です。18 ページ 18 款繰入金のうち高齢者いきいき増進基金繰入金はとうえい温泉の修繕に地方創生臨時交付金を充当することによる減額、財政調整基金と減債基金繰入金は財源調整による減額です。19 款繰越金は平成 30 年度の決算に基づいた額を計上してあります。20 款諸収入は歳入見込みによるものですが、20 ページ 4 節の指定管理者納付金は新型コロナウイルス感染症の影響により減額するものです。22 ページ 20 款町債は事業費確定に伴う増減です。次に 74 ページは医療センター保健福祉センター設計等委託業務について完了が令和 3 年度まで伸びることから 2 ヶ年継続事業費を 3 か年に変更するものです。75 ページから 78 ページにつきましては年内に事業を完了できない 8 事業について翌年度に繰り越しをさせていただく明許費の内訳です。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第 8 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。始めに補正予算説明書の歳出からお願いいたします。1 款議会費、2 款総務費、3 款民生費、4 款衛生費、5 款農林水産業費 24 ページから 49 ページになります。質疑はございませんか。

（「議長、2 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2 番。

2番（森田昭夫君）

詳しくは委員会がありますので委員会で説明聞きますが、あらかじめ事前にちょっと申し上げておきますが、例えばどうも今の精算で一括りではちょっと分かんないところがあるんですよ。例えば34ページの3の民生費3の障害者福祉費にありますよ今年度補正額は0なんですけど国庫支出金が4万5000円減って一般財源が4万5000円増えたという理由なんですけど、これはどういうことなのか、例えば補助金の額が減ったのか制度が変わったのかよくわかんないんですよ。精算で一括りじゃ分かんない、例えば次の38ページの一番下の社会充実分任意事業費150万円の減額なんですけど、分担金及び負担金が340万円減って減額でありますけど負担金が340万減って、197万3000円が町費が増えてると、これはただの精算って言っても何なのか、えらい数字がなんか制度が変わったのか補助金が無くなったのか、手違いがあったのかこんなところがたくさんあるんですよ、もう1個くどく言ってきますけども例えば42ページ保健衛生費これや何か一番上の保健衛生費で3の環境衛生費ですか一般財源が1800万増えて補正額は1700万増えてるこのうちの国の支出金、国と県の補助金が減っていると、これ簡水の繰出しのお金ですけどもただ補助金の額の制度が違ったのか申請の仕方が違ったのか手続きが間違っただけかどういったことなのかなあ、これは裏のページにいっぱい出てきます。この後は細かくは聞きませんがいずれにしても委員会の方でもう少し精算の結果こうなっただけじゃちょっと分かりにくいなあと思いますのでよろしくお願ひします。回答は結構です。委員会の席でお願ひします。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

今すみません、補正予算書の何ページとお示しできないんですが、説明書の74ページの継続費はこちらで良いですか。医療センターの建設費に関してなんですが、事前にお願ひしたいと思ひます。今回、町は基本設計を基に事業費を当初予算に計上するということを決められたと思うんですけども、基本設計が行われて議会に示されたものの中には事業費の積算根拠といった資料はありませんでしたので今回予算化する正式に予算化するにあたりましては根拠資料の提示を求めたいと思ひますがいかがでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

積算根拠ってどの程度のものと思いますが、基本的には11月の基本設計の説明させていただいた時のですね資料それに基づきまして出しておりますのでもう少し細かいことということであれば一度精査させていただきますが、基本的には基本設計のですね議会の時にお話をもとに出させていただきます。よろしくお願ひします。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

議会に示されたのは建設費と外構工事費の2種類の金額のみであったと認識しています。それが何がいくらで積み上がってその金額になったかを知る資料は全くなかったかと思ひますので是非ご提示頂きたいと思ひます。

議長（原田安生君）

要望でよろしいですか。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

来年度の予算につきましては、当初予算の方ですね先日説明させていただくのと当初予算の事業の説明資料の方にも示させておりますので補正予算ではなくそちらの方でまたご説明の方させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（原田安生君）

新年度予算の方の関係ですので、今は補正予算の審議をしておりますので。はい他にありませんか。

（「なし」の声あり）

続いて6款商工費、7款土木費、8款消防費、9款教育費48ページから71ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

無いようですので続いて 10 款災害復旧費、11 款公債費、12 款諸支出金 70 ページから 73 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で歳出の質疑終わります。次に歳入全般について質疑をお願いします。補正予算書の 4 ページから 23 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

特に無いようですので、以上で議案第 8 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 9 ・ 10 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 14 議案第 9 号令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について、日程第 15 議案第 10 号令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号についての 2 案件を一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第 9 号と議案第 10 号の 2 案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは補正予算書の 11 ページをお願いいたします。議案第 9 号令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について。1 枚はねていただきまして。今回の補正は歳入歳出それぞれ 3862 万 5000 円を追加し予算総額を 4 億 1930 万 1000 円とするものです。それでは補正予算書で説明いたします。まず歳出から説明します。説明書の 86 ページをお願いいたします。歳出 2 款 4 項 1 目出産育児一時金 42 万円これは 3 月に出産予定の方がこの 1 月に社会保険から国保に加入されたため出産一時金 1 件分を補正するものです。3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分 2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分。次の 88 ページをお願いします。3 項 1 目介護納付金分につきましては県支出金の減額による充当の減と繰越金の充当などによる財源更正でございます。6 款 1 項 1 目国民健康保険財政調整基金積立金 1115 万 1000 円これにつきましては繰越金を財源として財政調整基金への積立金を補正させていただくものです。90 ページをお願いします。8 款 3 項 2 目他会計繰出金 2705 万 4000 円。

こちらにつきましては国民健康保険特別調整交付金のへき地診療所運営費分を東栄医療センター特別会計へ繰出しをするものです。次に歳入の説明をいたします。82ページをお願いします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険料199万2000円の減。こちらにつきましては保険料の収納見込みによるものです。3款1項1目保険給付費等交付金、こちらは特別調整交付金のへき地診療所運営費分2705万4000円と新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者の保険料減免に対する補助8万3000円が増額となる一方で県繰入金645万9000円の減額となりこれらを合わせて2067万8000円の増額補正となりました。5款1項1目一般会計繰入金87万4000円こちらは基盤安定負担金の確定に伴うものと出産育児一時金の一般会計の負担分です。84ページをお願いします。6款1項1目繰越金1894万1000円、こちらは確定した前年度繰越金を歳出の財政調整基金積立金と事業費納付金の財源として充てるものです。12款2項1目災害臨時特例補助金は新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者の保険料減免に対する補助金です。国民健康保険特別会計補正予算については以上となります。続きまして後期高齢者医療特別会計の説明をしたいと思います。それでは補正予算書の15ページをお願いします。議案第10号令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、16ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ81万3000円を追加し予算総額を1億2725万9000円とするものです。それでは予算説明書で説明いたします。まず歳出から説明します。説明書の98ページをお願いします。歳出1款1項1目一般管理費23万3000円の減。これにつきましては広域連合への事務費負担金の確定に伴う減額補正です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金104万6000円、こちらにつきましては現時点での保険料収納見込額と保険基盤安定負担金の確定によるものです。それでは次に歳出の説明をいたします。96ページをお願いします。歳入1款1項1目後期高齢者医療保険料406万7000円、これは直近の保険料調定額をもとに保険料の収納見込額として補正するものです。3款1項1目一般会計繰入金325万4000円の減、こちらにつきましては一般会計が負担する保険基盤安定負担金と事務費負担金の確定による補正であります。説明は以上となります。

議長（原田安生君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに議案第9号令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第3号についての質疑を行います。歳入歳出全般について82ページから91ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第9号の質疑を打ち切ります。

次に議案第10号令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についての質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で議案第 10 号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第 11・12・13号** -----

議長 (原田安生君)

ここでお諮りいたします。日程第 16 議案第 11 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 4 号について、日程第 17 議案第 12 号令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号について、日程第 18 議案第 13 号令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号についての 3 案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号から議案第 13 号までの 3 案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、事業課長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、事業課長。

事業課長 (原田経美君)

それでは失礼します。補正予算書の 19 ページをお願いします。議案第 11 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 4 号について、20 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 447 万 1000 円を減額し予算総額を 1 億 8668 万 7000 円とするものです。第 2 条の繰越明許費につきましては 23 ページの事業において翌年度に繰り越すものです。第 3 条の地方債の補正については 24 ページの 83 万円を減額するものです。それでは補正予算説明書で説明します。歳出から説明します。108 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費 23 万 9000 円の減額につきましては人件費の減額、負担金補助及び交付金は豊川水源基金への負担金が有収水量の確定により決まったもの、県簡易水道協会はコロナ禍による総会等の中止により負担金が減額したものです。2 款 1 項 1 目水道管理費 292 万 3000 円の減額につきましては 水質検査委託料の実施見込みによるものろ過砂入れ替え工事につきましては経過年数により計上しましたが年度末においても状況が良いため取りやめたものです。量水器購入費につきましては実施見込みによるものです。2 款 1 項 2 目生活基盤近代化事業 130 万 9000 円の減額につきましては本工事設計等委託料の実施見込みによるものです。次に歳入について説明します。104 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目負担金 73 万 9000 円の増額につきましては 4 名の加入と工事負担金を徴収したものです。2

款1項1目水道使用料 34万2000円の減額につきましては水道使用料の実績見込みによる減額と過年度分の実績見込みによるものです。2款2項1目督促手数料 5万3000円の増額につきましては督促手数料の実績見込みによるものです。3款1項1目国庫補助金 26万6000円の増額と4款1項1目県補助金 16万円の増額につきましては生活基盤近代化事業の精算による増額です。106ページお願いします。5款1項1目一般会計繰入金 1784万3000円の増額につきましては財源の精算を行ったものです。7款1項1目雑入 2236万円の減額につきましては会計実地検査において県代行事業での補償金は適切でないと言われたものです。8款1項1目水道建設債 83万円の減額は公営企業化業務の実績見込みによるものです。110ページお願いします。繰越明許費ですけれども本郷下川農免線送水管移設工事ですけれども年度内に事業完了が見込めないため翌年度に予算繰越するものです。111ページ地方債の補正ですけれども公営企業化業務において83万円を減額するものです。続いて補正予算書の25ページをお願いします。議案第12号令和2年度東栄町公共下水道特別会計補正予算第2号について、26ページお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ399万1000円を減額し予算総額を1億6291万9000円とするものです。第2条の繰越明許費につきましては29ページの事業において翌年度に繰り越すものです。第3条の地方債の補正につきましては30ページの600万円を減額するものです。それでは補正予算説明書で説明します。118ページお願いします。歳出から説明します。1款1項1目下水道維持管理費 399万1000円の減額につきましては電気料プランの変更による減額と浄化センター等維持管理委託料の実績見込みによるものです。次に歳入について説明します。116ページお願いします。2款1項1目公共下水道使用料 46万8000円の増額につきましては下水道使用料の実績見込みによる減額と過年度分の納入実績によるものです。4款1項1目一般会計繰入金 154万1000円の増額につきましては財源の精算によるものです。7款1項1目下水道建設債 600万円の減額は下水道電気設備更新工事や公営企業化業務の実績見込みによるものです。120ページお願いします。繰越明許費です。長寿命化対策電気設備更新工事と東栄浄化センター遠心脱水機分解整備工事につきましては年度内に事業完了が見込めないため翌年度に予算を繰り越すものです。121ページ地方債の補正ですけれども公営企業化業務において600万円を減額するものです。続いて補正予算書の31ページをお願いします。議案第13号令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について、32ページお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ169万4000円を減額し予算総額を3433万3000円とするものです。第2条の地方債の補正については35ページの250万円を減額するものです。補正予算書で説明します。歳出から説明します。128ページお願いします。1款1項1目農業集落排水維持管理費 169万4000円の減額につきましては浄化センター等維持管理委託料の実績見込みによるものです。次に歳入について説明します。126ページをお願いします。1款1項1目農業集落排水事業分担金 30万円の減額につ

きましては新規加入の見込みがないものです。2款1項1目農業集落排水使用料24万5000円の増額につきましては使用料の実績見込みによる増額と過年度分の納入実績によるものです。3款1項1目一般会計繰入金86万1000円の増額につきましては財源の精算によるものです。6款1項1目農業集落排水事業債250万の減額は公営企業化業務の実施見込みによるものです。130ページお願いします。地方債補正ですけども公営企業化業務において250万円を減額するものです。以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。初めに議案第11号令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第4号についての質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第11号の質疑を打ち切ります。

議長（原田安生君）

次に議案第12号令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第2号についての質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第12号の質疑を打ち切ります。

議長（原田安生君）

次に議案第13号令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についての質疑を行います。質疑はございませんか。以上で議案第13号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第14号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第19議案第14号平成2年度東栄医療センター特別会計補正予算第4号についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

予算書の 37 ページをお願いします。議案第 14 号令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 4 号について、1 枚はねていただきまして、38 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 2583 万 5000 円を減額し予算総額を 5 億 6572 万 5000 円とするものです。今回の補正につきましては精算によるものや実績見込みのものがほとんどですので主だったもののみご説明させていただきます。それでは予算説明書の歳出からお願いします。140 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目の 1 節報酬は検査の会計年度任用職員の出勤回数が当初より増えたことによる増額で次の 2 節給料から 4 節共済費につきましては職員の育児休業分と部分休業分の減です。13 節委託料医師派遣委託料の減は外部医師の宿直回数の減と精神科医の診察回数の減によるものです。18 節備品購入費は地方創生臨時交付金を財源として購入した備品の精算による減です。27 節公課費は消費税納入義務期間外であったための減額でございます。つづいて 142 ページをお願いします。1 款 2 項の研究研修費と 3 項在宅医療介護サポートセンター費につきましては新型コロナウイルスの影響で研修や会議が中止となったためその費用を減額するものです。2 款 1 項 1 目の 14 節使用料及び賃借料は在宅酸素機器の借上料が減ったことによる減額、18 節備品購入費は全館の備品購入費同様に交付金関係の精算による減額です。144 ページをお願いします。2 款 1 項 2 目 11 節需用費の薬品費減額は入院患者数の減が主な原因と考えています。3 項 13 節委託料の全身用 X 線装置保守点検委託料は再見積もりによる減額でその下の特殊検査委託料と感染性産業廃棄物処理委託料につきましては患者数の減に伴うものと思っております。次に歳入を説明させていただきます。134 ページをご覧ください。1 款 1 項の入院収入と 2 項の外来収入は実績見込みによるもので増となった目もありますがトータルで減となっておりその要因はやはり患者数の減少が主であります。その下 3 項 1 目 1 節公衆衛生活動収入の増額はインフルエンザ予防接種をされた方が前年度よりも増加したことと住民健診と運動器検診をされた方が増であったことによるものです。136 ページをお願いします。中断からやや下 4 款 1 項 1 目 1 節の県補助金は個人防護服が未納となるため減額するものです。その下の繰入金は精算によるものです。138 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目 1 節雑入のへき地診療所医師等派遣負担金と新城市民病院医師派遣負担金は豊根診療所と新城市民病院への派遣回数や時間が実績で上回ったことによる増額で医療提供体系設備整備補助金、交付金は年度途中で補助割合が 4 分の 3 から 4 分の 4 に変更されたことによる増額となります。以上です。

議長（原田安生君）

議案第 14 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。予算書の歳入歳出全般について。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、特にないようですので、以上で議案第 14 号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第 15 号** -----

議長（原田安生君）

次に令和 3 年度の一般会計各特別会計の当初予算関係の議案に入りますが、11 日木曜日に予算特別委員会を予定しておりますので質疑はその折にお願いしたいと思います。本日どうしてもお聞きしたいと思う項目に限ってのみお願いをいたします。初めに日程第 20 議案第 15 号令和 3 年度東栄町一般会計予算についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは令和 3 年度の東栄町一般会計予算の説明させていただきますが先般の全員協議会において予算内容につきましては説明させていただいておりますので本日は上程のみとさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。予算書の 1 ページをお願いします。議案第 15 号令和 3 年度東栄町一般会計予算について、続いて 2 ページをお願いします。令和 3 年度一般会計予算は歳入歳出の予算総額を 41 億 2000 万円とするものです。第 2 条の継続費につきましては 9 ページ第 2 表継続費の通りです。第 3 条の地方債については 10 ページ第 3 表地方債の通りです。第 4 条の一時借入金につきましては借入の上限を 5 億円とするものです。第 5 条は同一款内で相互流用ができることを定めるものです。3 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算、歳入、1 款町税 2 億 9117 万 3000 円、2 款地方譲与税 6447 万円、3 款利子割交付金 30 万円、4 款配当割交付金 110 万円、5 款株式等譲渡所得割交付金 80 万円、6 款法人事業税交付金 1000 円、7 款地方消費税交付金 6400 万円、8 款環境性能割交付金 640 万円、9 款地方特例交付金 1000 円、10 款地方交付税 17 億 1700 万 1000 円、11 款交通安全対策特別交付金 1000 円。4 ページをお願いします。12 款分担金及び負担金 3613 万 5000 円、13 款使用料及び手数料 6846 万 7000 円、14 款国庫支出金 9715 万 6 千円、15 款県支出金 2 億 2882 万 3 千円、16 款財産収入 1461 万 3000 円、17 款寄付金 795 万 3000 円、18 款繰入金 8 億 6287 万円、19 款繰越金 1 億円、20 款諸収入 1 億 23 万 6 千円、21 款町債 4 億 5850 万円、歳入合計 41 億 2000 万円。6 ページをお願いします。歳出 1 款議会費 4397 万 9000 円、2 款総務費 5 億 6400 万 4 千円、3 款民生費 6 億

1427万円、4款衛生費14億1623万1千円、5款農林水産業費3億954万7000円、6款商工費7194万6000円、7款土木費2億1085万6000円、8款消防費2億3448万円、9款教育費1億9768万9000円、10款災害復旧費1万6000円、11款交際費4億509万7000円、12款諸支出金4118万円、13款予備費1070万5000円、歳出合計41億2000万円。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第15号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。予算説明書の歳出全般について42ページから191ページまでになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に歳入全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第15号の質疑を打ち切ります。

議案第16・17号

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第21議案第16号令和3年度東栄町国民健康保険特別会計予算について、日程第22議案第17号令和3年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算についての2案件を一括議題として質疑は議案ごとに行いたいと思いましたがこれにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第16号と議案第17号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは予算書の11ページをお願いします。議案第16号令和3年度東栄町国民健康保険特別会計予算について、12ページをお願いします。令和3年度東栄町国民健康保険特別会計予算は歳入歳出の予算総額を3億9100万2000円とするものです。第2条の一時借入金につきましては借入の上限を4千万円とするものです。第3条は同一款内で相互流用ができることを定めるものです。13ページをお願いします。第1表歳入歳出予算、歳入1款国民健康保険料7192万9000円2款使用料及び手数料1万円3

款県支出金 2 億 9683 万 4 款財産収入 1000 円 5 款繰入金 2011 万 2000 円 6 款繰越金 210 万 6000 円 7 款諸収入 1 万 3000 円 8 款町債 1000 円歳入合計 3 億 9100 万 2 千円。14 ページをお願いします。歳出 1 款総務費 183 万 7000 円 2 款保険給付費 2 億 6263 万 7000 円 3 款国民健康保険事業費納付金 95014 万 2000 円 4 款共同事業拠出金 1000 円 5 款保健事業費 289 万 2000 円 6 款基金積立金 1000 円 7 款公債費 2000 円 8 款諸支出金 2649 万 2000 円 9 款予備費 200 万円歳出合計 3 億 9100 万 2000 円。続きまして予算書の 17 ページをお願いします。議案第 17 号令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について、18 ページをお願いします。令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算は歳入歳出の予算総額を 1 億 2761 万 2000 円とするものです。第 2 条の一時借入金につきましては借入の上限を 500 万円とするものです。第 3 条は同一款内で相互流用ができることを定めるものです。19 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算歳入 1 款後期高齢者医療保険料 4573 万 9000 円 2 款使用料及び手数料 2000 円 3 款繰入金 8170 万 4000 円 4 款繰越金 1000 円 5 款諸収入 16 万 6000 円歳入合計 1 億 2761 万 2000 円。20 ページをお願いします。歳出 1 款総務費 411 万 7 千円 2 款後期高齢者医療広域連合納付金 6811 万 4000 円 3 款後期高齢者医療費 5471 万 8000 円 4 款諸支出金 16 万 3000 円 5 款予備費 50 万円歳出合計 1 億 2761 万 2000 円。以上です。

議長（原田安生君）

議案第 16 号、17 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに議案第 16 号の質疑を行います。国民健康保険特別会計予算の歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案 16 号の質疑を打ち切ります。次に議案第 17 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

----- **議案第 18・19・20号** -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします日程第 23 議案第 18 号令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計予算について、日程第 24 議案第 19 号令和 3 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について、日程第 25 議案第 20 号令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算についての 3 案件を一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第 18 号から第 20 号までを一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、事業課長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、事業課長。

事業課長 (原田経美君)

それでは予算書の 21 ページをお願いします。議案第 18 号令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計予算について、続いて 22 ページをお願いします。令和 3 年度簡易水道特別会計予算は歳入歳出の予算総額を 1 億 6628 万 9000 円とするものです。第 2 条の継続費につきましては 25 ページ第 2 表継続費の通りです。第 3 条の地方債につきましては 26 ページ第 3 表地方債の通りです。第 4 条の一時借入金につきましては借入の上限を 5000 万円とするものです。第 5 条は同一款内で相互流用ができることを定めるものです。23 ページをお願いします。第 1 表、歳入歳出予算、歳入、1 款分担金及び負担金 22 万円、2 款使用料及び手数料 5704 万 7000 円、3 款国庫支出金 500 万円、4 款県支出金 300 万円、5 款繰入金 8872 万 1000 円、6 款繰越金 200 万円、7 款諸収入 1000 円、8 款簡易水道事業債 1030 万円、歳入合計 1 億 6628 万 9 千円、24 ページをお願いします。歳出、1 款総務費 2149 万円、2 款簡易水道事業債 9256 万 1000 円、3 款公債費 5123 万 8000 円、4 款予備費 100 万円、歳出合計 1 億 6628 万 9000 円。以上で簡易水道特別会計の説明終わります。続いて予算書の 27 ページをお願いします。議案第 19 号令和 3 年度東栄町公共下水道事業特別会計について、28 ページをお願いします。令和 3 年度公共下水道事業特別会計予算は歳入歳出の予算総額を 1 億 3086 万 4 千円とするものです。第 2 条の継続費につきましては 31 ページ第 2 表継続費の通りです。第 3 条の地方債につきましては 32 ページ第 3 表地方債の通りです。第 4 条の一時借入金につきましては借入の上限を 5000 万円とするものです。第 5 条は同一款内で相互流用ができることを定めるものです。29 ページをお願いします。第 1 表、歳入歳出予算、歳入、1 款分担金及び負担金 90 万 1000 円、2 款使用料及び手数料 3917 万 9000 円、3 款国庫支出金 400 万円、4 款繰入金 7778 万 3000 円、5 款繰越金 200 万円、6 款諸収入 1000 円、7 款下水道事業債 700 万円、歳入合計 1 億 3086 万 4 千円、30 ページをお願いします。歳出、1 款下水道事業費 7041 万 3 千円、2 款公債費 5945 万 1 千円、3 款予備費 100 万円、歳出合計 1 億 3086 万 4000 円。以上で公共下水道特別会の説明を終わります。続いて 33 ページをお願いします。議案第 20 号令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計について、34 ページをお願いします。令和 3 年度農業集落排水事業特別会計予算は歳入歳出の予算総額を 3121 万 6000 円とするものです。第 2 条の継続費につきましては 37 ページ第 2 表継続費の通りです。第 3 条の地方債につきま

しては 38 ページ第 3 表地方債の通りです。第 4 条の一時借入金につきましては借入の上限を 500 万円とするものです。第 5 条は同一款内で相互流用ができることを定めるものです。35 ページお願いします。第 1 表、歳入歳出予算、歳入、1 款分担金及び負担金 30 万 1000 円、2 款使用料及び手数料 441 万 6000 円、3 款繰入金 2449 万 8 千円、4 款繰越金 20 万円、5 款諸収入 1000 円、6 款農業集落排水事業債 180 万円、歳入合計 3121 万 6 千円、36 ページお願いします。歳出、1 款農業集落排水事業費 2056 万 3 千円、2 款公債費 965 万 3000 円、3 款予備費 100 万円、歳出合計 3121 万 6000 円。以上です。

議長（原田安生君）

議案第 18 号から議案第 20 号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに議案第 18 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 18 号の質疑を打ち切ります。

次に議案第 19 号の質疑を行います。公共下水道事業特別会計歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 19 号の質疑を打ち切ります。

次に議案第 20 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。以上で議案第 20 号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第 21 号** -----

議長（原田安生君）

時間になりましたので再開いたします。

次に日程第 26 議案第 21 号令和 3 年度東栄医療センター特別会計予算についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

令和 3 年度の東栄医療センター特別会計予算の説明をさせていただきますが、先般の全員協議会において予算内容につきましては説明させて頂いておりますので本日は上

程のみとさせていただきます。予算書の 39 ページをお願いします。議案第 21 号令和 3 年度東栄医療センター特別会計予算について、続いて 40 ページをお願いします。令和 3 年度東栄医療センター特別会計は歳入歳出の予算総額を 5 億 2526 万 1000 円とするものです。第 2 条の継続費につきましては 43 ページ第 2 表継続費の通りでございます。第 3 条の一時借入金につきましては借入の上限を 5 千万円とするものです。第 4 条は同一款内で相互流用ができることを定めるものです。41 ページをお願いします。第 1 表、歳入歳出予算、歳入、1 款診療収入 2 億 2895 万 2000 円、2 款使用料及び手数料 195 万 4000 円、3 款国庫支出金 1000 円、4 款県支出金 1000 円、5 款繰入金 2 億 7650 万 7000 円、6 款繰越金 1000 円、7 諸款収入 1784 万 5000 円、歳入合計 5 億 2526 万 1 千円、42 ページをお願いします。歳出、1 款総務費 4 億 1302 万 6000 円、2 款医療費 9593 万 1000 円、3 款公債費 1130 万 4000 円、4 款予備費 500 万円、歳出合計 5 億 2526 万 1000 円。以上です。

議長（原田安生君）

議案第 21 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 21 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 22～27 号 -----

議長（原田安生君）

次に各財産区特別会計予算の審議でございますが、ここでお諮りいたします。日程第 27 議案第 22 号から日程第 32 議案第 27 号までの令和 3 年度各財産区特別会計予算についての 6 案件につきましては一括議題とするとともに説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。説明を省略いたします。直ちに 6 案件全般についての質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。何かありますか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 22 号から議案第 27 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 28 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 33 議案第 28 号東栄町議会予算特別委員会の設置に関する議決案の提出についての件を議題といたします。提出から説明を求めます。

（「議長、3 番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

議会運営委員長（山本典式君）

では東栄町議会予算特別委員会の設置に関する議決案の提出について、東栄町議会予算特別委員会の設置に関する議決案を次のとおり提出するものとする。令和 3 年 3 月 8 日、提出者東栄町議会議員山本典式、賛成者東栄町議会議員伊藤芳孝、東栄町議会議員加藤彰男、東栄町議会予算特別委員会設置に関する議決案の提出についてということで以下の通りでございますので省略させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第 28 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。つづいて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 28 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

以上で本日上程されました案件の審査が日程通り全て終了いたしました。ここでお諮りいたします。本日上程されました案件のうち本日議了しました 3 案件を除く 24 案件につきまして所管の常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思っております。ただ今から事務局から付託表が配布されますのでよろしく申し上げます。

付託表配布

お諮りいたします。ただいまお配りした付託表の通り各委員会に付託されることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって配布しました付託表の通り各常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定しましたのでよろしくご審議をお願いいたします。また会議中の会議日程もこの議会の冒頭で議決をいただいた通りでございますのでそ

れぞれご出席をお願い申し上げます。以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。